

令和7年度 事業計画書

自 令和7年4月01日

至 令和8年3月31日

社会福祉法人 孝徳会



令和7年度 事業計画

<基本理念>

ご利用者の個人の尊厳と人権を最大限尊重し、心豊かな楽しい生活を送ることができるよう、あたたかく潤いのある良好な生活環境創りを理念とした施設運営に努めます。

1. 権利擁護と法令遵守について

職員は、ご利用者の権利擁護・個人情報保護・プライバシー保護・自己決定権を常にご利用者の人格を尊重し、主体的な生活を営むことを適切に支援できるように専門性と倫理性を高め良質かつ適切な個別支援に努めていきます。

2. 生産性向上への取組について

令和6年度介護報酬改定にて、“介護現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（生産性向上委員会）の設置が義務付けられました。（経過3年猶予）

当施設としては、施設長・副施設長・介護課長・各フロアリーダーをメンバーとし、これまでのフロアリーダー会議に合わせて実施していくこととします。委員会の中では、厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、①業務改善活動の体制構築・現場の課題の見える化②5S活動③業務報告や記録様式の工夫による作業負担の軽減④介護ソフトの導入⑤介護ロボットの導入⑥業務内容の明確化と役割分担などにより職員の業務負担の軽減を図るとともに効率よくすることにより、ご利用者と職員が接する時間を増やし、介護サービスの質の向上にも繋げていくことを目的とします。

3. 職員の資質・専門性の向上について

ご利用者の生活と人権を擁護し、常に誠意をもあつて質の高いサービスが提供できるように知識の習得・技術の向上に努め、施設内研修や外部研修などに積極的に参加していきます。

4. 地域交流と貢献について

本会の事業計画の一環として、地域社会に向けて本会が持っている専門機能を地域住民に提供することにより地域ニーズに応え、ご利用者と地域住民の生活の質の向上を図ることが必要であると考え、地域福祉を高め地域ケア体制と地域貢献の構築する認識を持ち各種事業を推進していきます。

地域における公益的な取り組みとして実施している生活困窮へのフードドライブ及びフードパントリーへの参加、かながわライフサポート事業（生活困窮者への支援事業）への参加など検討し、地域貢献に努めていきます。

また、地域交流として会議室の貸し出しやボランティアさんの受け入れなどをすすめていきます。

5. 業務継続計画（BCP）について

介護サービス事業の新たな責務として、大地震等の自然災害・感染症の蔓延・テロ等の事件・大事故など不測の事態が発生した時も重要な事業を中断させない、中断したとしても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制・手順等を示した業務継続計画（BCP）を整備していきます。

合わせて、避難確保計画（平成31年1月15日作成）に基づき、実施訓練を行うことで、発災時における被害を最小限にとどめること、そしてこのことを全職員に共通認識を持たせることに力点を置くこととします。

当施設が福祉避難場所に指定されていることもあり、福祉避難場所を的確に運用できるよう開設・運営マニュアルに沿った訓練を机上、実施訓練を年2回以上の実施とBCP計画の随時見直しを行っていきます。

6. 感染予防と感染蔓延防止対策について

ご利用者が高齢であり基礎疾患を抱えている方も多いため罹患した場合には重篤化するリスクが高いこともあり、引き続きの基本的な感染予防対策と感染時の拡大防止対策を厚生労働省・県・市等より発令されている「社会福祉施設等における感染拡大防止マニュアル」「介護職員のための感染対策マニュアル」などを参考に発生時に備えていけるようにマニュアル等の周知と職員一人ひとりが、感染を持ち込まないという認識をもち、手洗い・うがい・消毒・換気などの基本的な感染予防対策を実施していきます。

7. 運営について

運営に関しましては、特別養護老人ホームの申込者数の減少・重度化による入所期間が短くなっていること、感染症などにより減少される利用率などの踏まえ経営を安定させるためには、まずは感染予防対策の徹底と蔓延防止、他事業所等への早めの情報提供、入所申込の案内、医療依存度の高い方の受け入れ態勢などを整えていく必要があると考えています。

<介護老人福祉施設の運営について>

本会の介護老人福祉施設（介護保険事業者番号 1473500724）においては、特別養護老人ホーム 陽のあたる丘 MISONO と称し、ユニットケア（個室10 部屋が 1 ユニット）の特色を活かし、より高度な個別ケアに努めます。そして、利用者やその家族との日々の係わりの中での要望事項や健康上の相談、介護上の相談等の個別相談に適切に対応し、各種サービスの向上を図ります。

そして、確実に介護度の重度化、医療依存度の高い方の申込割合が増えている状況の中で、介護職員のスキルアップを図ることにより対応することとします。介護課・相談課・介護支援課・看護課・管理栄養課等のセクションごとにサービスの向上の目標を設定し、感染防止対策を徹底したうえで事故の起らない業態を策定することにしました。

< 各 課 >

（1）生活相談課

社会的に高齢化が進む中、当施設の申込者数の減少は変わらずまた重度化に伴い入所期間が短くなっています。目標稼働率を97%とし、事故なく医療依存度の高い方などでも受け入れられる体制づくりと地域の医療機関、介護老人保健施設、介護支援事業所等の連携を図っていくことに努めていきます。感染症や災害への対応力強化・自立支援・重度化防止の取組の推進などの改定が行われ、当施設としても介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進としてLIFEを活用し、各部署との連携を図っていくことによりケアの質の向上を図っていきます。また、ご利用者の生活の質の向上を図ることを目的とした、施設内外のレクリエーションの実施や面会のあり方などは、感染状況を考慮しながらも継続していけるように努めていきます。

ご利用者、ご家族に安心と安全な生活を支援していけるよう、不安なことなど相談のしやすい信頼関係を築き、相談事や苦情には迅速かつ的確に対応し、各部署と連携を図り相談援助に努めていきます。

(2) 介護支援課

利用者様の精神的・身体的状況やそのご家族の環境等に配慮した上で、ご本人及びご家族の要望や必要としているケアに基づいたケアプランを作成と状態に合わせた介護度の見直しを行い、その人らしい生活が維持できるよう支援をおこなっていきます。

ケアプランカンファレンス（担当者会議）は、ご利用者の生活状況や意向変更などに合わせ、アセスメント・モニタリングを実施し、随時検討の機会を設け、ご本人・ご家族に参加いただき、介護課・看護課・栄養課・相談課など各部署と連携を図りケアプランの変更と支援を行っていきます。

また、ご利用者及びご家族からの生活全般における不安や悩み等の相談を受け、これに迅速かつ的確に対応をし、各部署との連携を図り、より良い信頼関係を築いていきます。リスクマネジメント委員会・身体拘束廃止委員会及び虐待防止委員会なども中心となって適宜実施してまいります。

(3) 介護課

昨年度より秋祭りも再開し、行事委員会やユニットでのレクリエーションの機会が増えていき、ご利用者が四季を感じられ、生活の楽しみが増えていくよう今年度も支援して参ります。その中でも引き続き感染対策にも努め、ご利用者の体調管理をはじめ介護職員の健康管理と感染予防対策の指導徹底をより一層努めて参ります。

MISONO の理念である「ふれあう心・ふれあう手・笑顔で支える優しい介護」の基本にご利用者の安全と安楽な生活援助を忘れず、尊厳をもって安心できる環境づくりに努め、一人ひとりにあった介護援助方など各部署へ相談、職員同士での意見交換の会議などをもち援助してまいります。

ケアの中でも服薬事故、転倒事故など重大事故防止に努め、日頃からのヒヤリハット報告書などを活用し事故防止に努めて参ります。事故が起きてしまった時には、事故検証を各部署合同で行い、その内容の情報共有やマニュアル等の改訂を行い再発防止に努めて参ります。

また、「働きやすい職場」を具体化していき、職員のストレスへのケアとして定期的な声掛けや必要に応じた面談などを行ってまいります。施設内研修も積極的な参加を呼びかけ、参加できなかった職員へは資料配布で情報の共有を行うことで介護の質の向上に努めて参ります。

(4) 看護課

ご入居者やショートステイご利用者の情報を正確に把握し健康で安定を保つ生活ができるよう支援します。要介護度の高い利用者様が増えている為、重症化につながるコロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス感染症対策は不可欠です。行政の動きや情報に注視し、施設内感染防止対策の徹底、嘱託医や他部署との連携を図り、医療・看護サービスが提供できるようにつとめます。

1 体調管理と異常の早期発見

バイタルサイン、食事量や飲水量の把握をし体調不良がないか見ていきます。高齢者は、身体的に異常のあった際、症状として現れにくい特性があります。自覚症状に乏しく訴えがない場合もあります。異常の早期発見をするためユニットと連携し緊急性があるか、受診の必要性があるか判断していきます。

2 服薬管理

嘱託医又は外部医師から処方された指示を間違えのないように、ダブルチェックをして管理していきます。毎日の配薬も、同様に事故のないように注意していきます。臨時薬がある場合、ユニットにわかりやすく説明する事を心がけます。

3 感染症の対策

コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの予防の為感染症対策の基本であるマスク着用、換気 密集 密接 密閉の回避と基礎知識の周知を徹底していきます。発生時は、全力で取り組みます。

4 医療処置

喀痰吸引、経管栄養、膀胱留置カテーテル、在宅酸素、褥瘡処置など嘱託医と連携をとりおこなっていきます。

5 看取りの援助

看取り介護を希望される方には自然で穏やかな最期が迎えられるよう他部署と情報を共有して援助していきます。

6 健康診断

例年通りご入居者様と職員の健康診断の実施に協力し健康管理に努めます。

(5) 管理栄養課

入居者にとって毎回の食事が、快適な生活を送るための基本的かつ重要な位置づけにあるとの認識のもと、美味しく・楽しく・安全に食べることが出来るように支援します。

厨房内はもとより調理器具や食材の衛生管理、従事する者の健康管理と衛生教育を徹底し、食中毒等の感染症を防ぎ安全な食事を提供します。

特に、従事する者の日々の体調チェックはもちろん、出勤前、出勤直後の検温と記録を行い、風邪症状の早期発見・予防と蔓延防止を行います。

入居者、施設職員に体調不良者が出て、感染対策が必要と判断された場合は、事前に取り決めた感染対策を速やかに行い、感染防止に努めます。

楽しみのある食事提供に努めます。行事食や選択食、MISON ランチ、おやつレク等を盛り込んだ年間行事予定を策定し、季節感あふれる楽しみのある食事とすることが出来るようにします。新しいメニュー、食べやすい献立となるよう、アンケートを実施し意見を反映していけるようにします。楽しむことのできるおやつを提供できるよう、手作りおやつの実施やレクリエーションの実施をし、日常生活の楽しみの1つとなるようにします。

健康維持、疾病予防、持病進行防止を目指して、施設の栄養所要量に基づく献立を作成し、必要な栄養を摂れるように、各入居者にあつた食形態を日々観察、検討していきます。献立の見直し、食形態にあつた食事となるよう再考察を行い整備していきます。エネルギー、塩分、水分等の制限が必要な入居者に対しては、医師の指示に基づき、無理なく制限していけるように対応します。水分については適正水分量が確保出来るように、種類・形態を工夫して無理なく摂取できるように支援します。

褥瘡の予防、悪化防止を目的とし、各部署と連携して栄養面からアプローチできるように、考察していきます。

以上の事を「栄養ケア・マネジメント」に基づいて栄養ケア計画に反映し、しっかり実施して管理栄養課の目標を達成していきます。

<短期入所生活介護事業の運営について>

本会の短期入所生活介護事業（介護保険事業者番号 143500732）においては、ショートスティ陽のあたる丘 MISONO と称し、利用定員 20 名のユニットケア（個室 10 部屋が 1 ユニット）サービスを提供いたします。

基本的な感染予防対策（手指消毒・ユニット内換気等）を行い、利用中のバイタルサイン測定を実施し、発熱等の症状がある場合には速やかな受診や帰宅していただく等の対応を進めて参ります。マスク着用は、個人の判断に委ねられるものとなっておりますが、感染対策上マスク着用をお願いする場合には丁寧な説明を行います。

各居宅介護支援事業所へ空室情報及び行事計画書の配布等、情報収集・情報の発信を行いリピーター・新規利用者の獲得に努めます。

定期的に居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との情報交換を行い、より良い信頼関係を構築し、利用者や家族のニーズの把握に努めます。

自宅での普段の生活を勘案した個別支援計画に基づき利用者に寄り添い、統一されたサービスを提供いたします。援助は過剰または不足にならぬよう十分配慮し、定期的な見直しを行います。新規のショートスティ利用者に対しては、利用中の様子を担当介護支援専門員や家族に伝え、次回以降もより快適に過ごすことができるように、退所後には聞き取り調査を行って参ります。また苦情などの改善事項がある場合には、施設内ショートミーティングで検討し、迅速に改善を行って参ります。

担当者会議には積極的に参加をし、利用者の情報について看護師および介護職員へ的確に伝達をし事故防止に努め、体調の急変時には迅速な対応ができる体制づくりに努めていきます。基本的なサービスを充実させ、利用者の満足度が上がるように多職種で常に考え迅速かつ丁寧な対応に努めます。ショートスティでの生活を楽しむことができ利用者・家族双方が満足できるようなサービスを心掛け、他事業所との差別化を図り目標数値を平均 95%とし、安定した稼働率を目指します。

<居宅介護支援事業の運営について>

本会の公益事業である居宅介護支援事業（介護保険事業者番号 1473500930）においては、居宅介護支援センターMISONO と称し、要介護、要支援の認定を受けたご利用者に対し、意思や人格を尊重し、利用者の選択に基づき、保険医療サービス及び福祉医療サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公平中立な立場で適正な居宅介護支援を提供するよう努めます。

- ① 地域（栄区並びに近隣区）のご利用者に対して安心して在宅生活が送れるように支援していきます。
- ② 多様なニーズに応えられるよう介護支援専門員は研修や勉強会に参加し、自己研鑽していきます。
- ③ 最期まで在宅で過ごすご利用者が増える中、その目的を果たす為、居宅介護支援は中心的存在となります。医療・福祉を適切に活用し、ご利用者やご家族の意向に応えられるように支援していきます。

また、多職種チームで支えていけるように、連携強化を図っていきます。

- ④ 現在、常勤5名で活動し、1人当たりの受け持ち人数は54人となっており、平均介護35件、支援20件です。

定期的に新規の依頼もいただけており、併設の訪問看護とも協力し、更なる居宅介護支援事業の拡大に向けて取り組んでいきます。

同法人でも多様なサービスを提供し、在宅生活を支援していきます。

- ⑤ 今年度より義務化された BCP においては自然災害時の職員・ご利用者の安否確認、危険個所や避難経路の確認を行い、感染症においては発生時、スムーズな対応が行えるように職員に周知・徹底していきます。

今年度は見直しを実施し、来年度は4月に研修、9月に実地訓練を予定しています。

<Day さーびす MISONO かまくらみちの運営について>

本会の第2種社会福祉事業 老人デイサービス事業（介護保険事業所番号1473501318）において「Day さーびす MISONO かまくらみち」と称し介護保険法の理念に基づき、利用者の意志及び人格を尊重し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図り、利用者が住み慣れた自宅で可能な限り自立した生活が送れるよう通所介護事業所として支援してまいります。

本年度も安心、安全な事業運営が安定した運営に繋げるため、感染症予防として、マスクの着用、手指消毒、定期的な換気を行ってまいります。通所介護の担う役割は「共生社会の実現の担い手」とされています。健康な毎日を過ごす為にデイサービスへ通う習慣を身につけることや、健康観察、早期の身体の異変の観察、機能訓練の実施、最期まで自宅で過ごすための柔軟なサービスの提供などさまざまなニーズに合わせた対応が求められています。当事業所としても利用者、家族のニーズに応えられるよう介護の質の向上、コミュニケーションをはかり、また、居宅介護支援事業所ケアマネージャーとの情報共有を定期的に行い、情報を共有する為に職員ミーティングを行ない、安全安心に過ごしていただけるように努めます。業務継続計画（BCP）に基づき、自然災害、感染症にも備え、机上訓練、実動訓練も行っていきます。

また、感染状況等により低迷している稼働率を上げていけるように目標稼働率を97%とし、更なる居宅介護支援事業所と丁寧に向き合い、地域の皆様にも信頼される運営に努めていきます。

＜訪問看護ステーションMISONOの運営について＞

本会の公益事業である訪問看護事業(介護保険事業者番号 1463590189)においては、訪問看護ステーションMISONOと称し、介護が必要な老人及び療養者に対する生活の質の確保を図ることを重視し、日常生活動作能力の維持・回復を図るとともに、家族や周辺からの支援によって住み慣れた地域社会や家庭で療養ができるようにしていくことを目的として支援していきます。

- (1) 利用者の心身の状態をふまえて、生活の質の確保を図るよう、主治医と連携のもとに(介護予防)訪問看護計画及び訪問リハビリテーション計画に沿って行ないます。
- (2) 目標達成の度合いやその効果等について評価を行なうとともに、(介護予防)訪問看護計画及び訪問リハビリテーション計画の修正を行ないサービスの改善に努めます。
- (3) 利用者の健康状態、看護の目標や内容、具体的な方法、その他療養上必要な事項について利用者および家族に理解しやすいように指導や説明を行ないます。
- (4) 医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでいきます。
- (5) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようにその療養生活を支援する。利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指していきます。